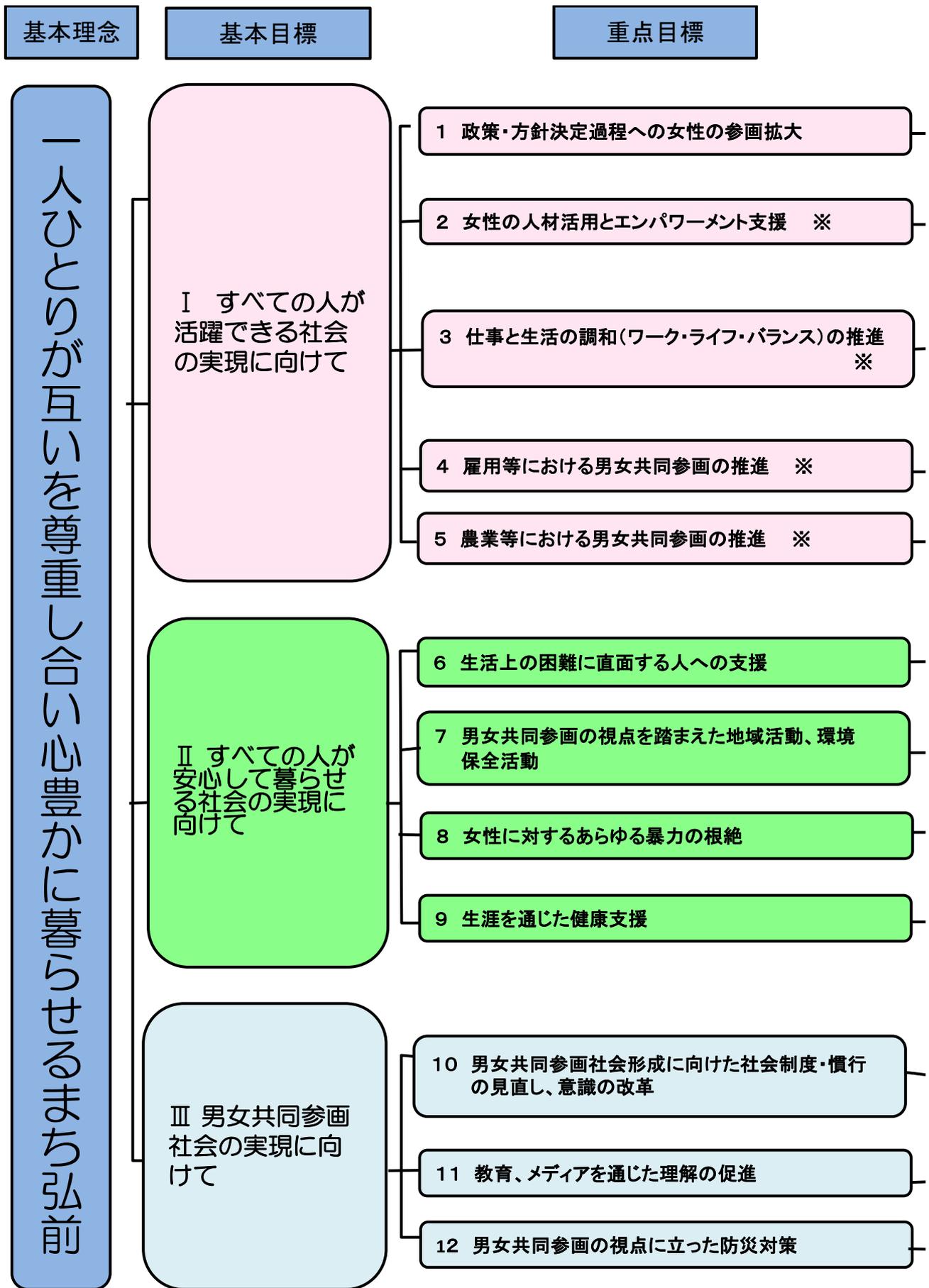


第3章 計画の内容

1 体系図



※は女性活躍推進法関連項目

施策の方向

1 審議会等への女性の参画拡大

2 市女性職員の管理職への登用促進

1 女性の人材に関する情報収集と情報提供

2 女性のエンパワーメント支援の促進

1 ワーク・ライフ・バランス支援の取組促進

2 多様なライフスタイルに合わせた就業・起業支援

3 子育てを支援する環境の整備

4 介護を支援する環境の整備

1 女性の雇用拡大と雇用環境の改善

2 企業等における女性の活躍推進

1 農業における男女共同参画に向けた取組への支援

1 ひとり親家庭の生活安定への支援

2 高齢者、障がい者、性的マイノリティ、外国人等が安心して暮らせる環境整備

1 地域課題の解決に向けた取組への支援

2 環境分野における男女共同参画の推進

1 暴力防止のための環境づくり

2 暴力被害者からの相談対応の充実

1 生涯を通じた健康支援

2 健康意識の向上と自殺予防への取組

1 男女共同参画社会形成に係る理解促進

2 男性にとっての男女共同参画

3 男女共同参画に関する意識調査

1 学校等における男女共同参画の理解促進

2 メディアを通じた男女共同参画の推進

1 防災分野における男女共同参画の推進

2 基本目標及び重点目標

基本目標Ⅰ 『すべての人が活躍できる社会の実現に向けて』

重点目標1 「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」

施策の方向

- 1 審議会等への女性の参画拡大
- 2 市女性職員の管理職への登用促進

重点目標2 「女性の人材活用とエンパワーメント支援」

施策の方向

- 1 女性の人材に関する情報収集と情報提供
- 2 女性のエンパワーメント支援の促進

重点目標3 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」

施策の方向

- 1 ワーク・ライフ・バランス支援の取組促進
- 2 多様なライフスタイルに合わせた就業・起業支援
- 3 子育てを支援する環境の整備
- 4 介護を支援する環境の整備

重点目標4 「雇用等における男女共同参画の推進」

施策の方向

- 1 女性の雇用拡大と雇用環境の改善
- 2 企業等における女性の活躍推進

重点目標5 「農業等における男女共同参画の推進」

施策の方向

- 1 農業における男女共同参画に向けた取組への支援

基本目標Ⅰ すべての人が活躍できる社会の実現に向けて

少子高齢化やグローバル化などの社会経済情勢の急速な変化により様々な課題が生じている中で、社会の持続可能性の確保や諸課題の解決に向けて、女性の活躍がこれまで以上に必要とされています。女性の活躍が進むことは、女性だけではなく男性も暮らしやすい社会の実現につながるものであり、家庭、職場、地域において、一人ひとりが十分に能力

を發揮し自分らしい生き方を選択して活躍できる社会の実現に向けて取組を推進していかなければなりません。

女性は人口の半分、就業人口の4割以上を占め、既に様々な分野で社会的活動を担っています。これらの活動の政策・方針決定過程への女性の参画は男女共同参画社会の実現の根幹をなすものです。しかしながら、我が国はこのことでは立ち遅れており、早急な取り組みが求められています。政治、職場、地域社会などあらゆる分野において、男女が共に責任を担い、多様な意見を政策等に反映させるため、政策・方針決定の場に女性の参画が拡大するよう、女性のエンパワーメント支援を推進します。

また、働く女性が増え、多様な職場に進出しています。その地位を確立し、女性自身の職業能力を一層發揮できるように、家事、育児、介護などの家庭的責任を男女がともに担うための支援を進めます。さらに、農業や自営の商工業において、重要な役割を果たしている女性が、その能力を十分に發揮し、正当に評価され、意思決定過程に参加できるように男女共同参画を推進します。

「男は仕事、女は家庭」に代表される固定的性別役割分担意識などにとらわれず、家庭的責任を男女が共に担っていけるようこれまでの働き方を見直し、男女ともに多様な生き方を可能にする男女共同参画社会実現に向けて、職場、家庭、地域において調和のとれた生活を送り、男女ともに一人ひとりが自分らしい生き方を選択できる環境づくりを進めます。

《成果目標》

項目	現状（基準年）	成果目標（目標年）
市の管理職に占める女性職員の割合	9.5% (2017年)	12.0% (2022年)
市主催のワーク・ライフ・バランス啓発事業への参加者数	18人 (2016年)	30人 (2022年)
女性活躍推進企業認定数（累計）	4社 (2016年)	60社 (2022年)

重点目標 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

政策・方針決定過程への女性の参画拡大は、社会活動における様々な課題解決のために、重要度が高いものです。様々な分野の政策・方針決定の場に女性が参画することで、男女が共に責任を担い、多様な意見を政策等に反映させることができるようになります。また、女性の参画意欲を高めるために、ポジティブ・アクションによる積極的な登用を推進していきます。

○施策の方向 1 審議会等への女性の参画拡大

市の政策等を推進する際には各分野から専門的な意見などを広く求め、その意見を政策に反映させるために、法律や条例に基づく附属機関（審議会等）が設置されることがあります。審議会等の委員を画一的な年代や性別で構成せず、幅広い年代や男女の割合を均等にすることで、多様な意見を市政に反映させるようにします。

《主な取り組み》

- ◆附属機関（審議会等）の設置及び運営に関し、女性委員の比率を40%以上となるよう努め、女性の市政への参画を促進するとともに、協働による行政運営を推進します。
 - ・弘前市附属機関の設置及び運営に関する指針

○施策の方向 2 市女性職員の管理職への登用促進

市政運営にあたり、女性職員の多様な意見、考え方を踏まえた政策立案を行う能力を養い、職員個人の能力に適した職員の配置を行います。

また、市政の政策・方針決定過程への女性の参画を促進するために、ポジティブアクションによる様々な分野での役付及び管理職への積極的な登用を推進していきます。

《主な取り組み》

- ◆市職員に対して男女共同参画に関する研修を実施することで男女共同参画社会の必要性への理解を促進します。女性職員の能力活用や管理職への登用の意識啓発を図り、職場の男女共同参画社会の形成の促進を図ります。
 - ・職員研修事業

- ◆地方公務員法の規定に基づく、勤務成績、能力、適性、意欲等を踏まえた適正な職員の登用を図ります。
 - ・人事評価制度
 - ・庁内F A制度
 - ・組織体制の適正化

重点目標2 女性の人材活用とエンパワーメント支援

これまでも、女性の社会参画を進めるため、国、県及び当市における社会教育を始めとする各分野において理解促進や学習、リーダー養成事業を推進してきており、これらへの参加をきっかけに、地域社会活動のリーダーや議員活動などに積極的に踏み出す女性が増えました。

今後も、女性が自己の適性を生かして主体的に活動するために、男女共同参画の視点を踏まえたキャリア教育を推進していく必要があります。

○施策の方向1 女性の人材に関する情報収集と情報提供

各種審議会等をはじめとする政策・方針決定過程への女性の参画を促進するために、国、県やその他関係機関と連携・協力しながら、市内で活躍する女性の人材に関する情報を収集し、提供できるようにします。

《主な取り組み》

◆国、県やその他関係機関と連携・協力し、キャリア形成のロールモデルとなるような市内で活躍する女性の人材に関する情報を収集し、提供することで、女性の市政への参画や社会参画を促します。

- ・国、県やその他と連携した女性人材情報の収集と提供

○施策の方向2 女性のエンパワーメント支援の促進

女性の政策・方針決定過程への参画を拡大するために、自らの意思と能力によりあらゆる分野で主体的に活動していくことが大切です。そのために持っている力を十分に発揮できるよう支援します。

《主な取り組み》

◆様々な働き方やキャリア形成に応じたロールモデルとなる地域の女性を発掘し、活動事例を紹介することで、主体的に活動することを促します。

- ・ロールモデルとなる地域の女性人材の発掘

◆様々な分野で活躍する地域女性のネットワークづくりにより、情報の共有化を支援します。

- ・hirosaki smart project 女性活躍推進異業種交流会

重点目標3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

「家庭的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約」（ILO 第 156 号条約）はすべての労働者がその性別に関わらず、職業上の責任と育児や介護といった家庭的責任を調和させ、人間らしく生きられる社会をめざしており、我が国でも平成7年（1995年）同条約を批准し、育児・介護休業に関する法律や整備が進められてきました。

しかしながら、現実には、育児・介護休業等に関する規定のない事業者や、制度があっても利用しにくいといった状況があることから、趣旨の浸透と育児休業や介護休業を取りやすい環境づくりが必要です。

また、女性の就労者が増加している中、家庭においては、家事、育児、介護などそのほとんどを女性が担う性別役割分担意識がいまだに根強く残り、「女性は仕事も家庭も」という状況は改善されているとは言えない状況です。さらに、男性は、子育て世代が長時間労働を余儀なくされており、家庭的役割に男性も参画するためには働き方を考え直す必要があります。男女ともに生きがいや働きがいのある生き方をめざして、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する必要があります。

○施策の方向1 ワーク・ライフ・バランス支援の取組促進

女性が男性とともに職場に参画していくためには、家事、育児、介護などの家庭的責任を男女が共に担わなければなりません。「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担意識が根強い日本社会において、男性の長時間労働などが、さらに男性の家事労働等への参画を難しくしているため、男女ともに従来の働き方を見直し、就労時間の短縮を図る必要があります。そして、一人ひとりが自分らしい多様な生き方を享受できるよう、男女が共に責任も担い、社会がこれを支援していくことが必要です。

《主な取り組み》

- ◆ワーク・ライフ・バランスをテーマとした、セミナーの開催や、国・県の啓発事業について広く周知し、その理解と普及を進めます。
 - ・ワーク・ライフ・バランス啓発事業

- ◆市内企業のモデルとして、市役所の男性職員の育児休業の取得を積極的に推進し、男性の育児や家庭生活に参画できる環境の整備を図り、民間企業の理解と普及を図ります。
 - ・多様な働き方への環境整備
 - ・身近なロールモデルづくり

- ◆市役所において育児休業中の職員が所属する部署に、任期付の正職員を配置します。
 - ・多様な働き方への環境整備〈再掲〉

◆仕事と子育てを両立できるような職場環境づくりや、地域での子育て支援活動に積極的に取り組む企業等を「弘前市子育て応援企業」として認定します。

- ・弘前市人口減少対策に係る企業認定制度（子育て応援企業）

○施策の方向2 多様なライフスタイルに合わせた就業・起業支援

多様な生き方や働き方に合わせて、各人がその選択において能力を十分に発揮することができるよう、就業・起業においても女性の活躍促進のための支援を図ります。

《主な取り組み》

◆求職中の若年者（40歳未満）及び女性に対して就業に必要な資格取得を支援することにより早期就職が図られます。

- ・資格取得チャレンジ支援事業費補助金

◆起業に関する人材育成や情報の提供など、起業しやすい環境づくりを進めます。

- ・創業・起業支援拠点運営事業
- ・東京圏UJIターン就職支援事業

○施策の方向3 子育てを支援する環境の整備

少子高齢化の進行、家族形態の多様化や人間関係・地域コミュニティの希薄化、女性の就業率の上昇などにより、子育てを取り巻く環境は大きく変化しており、地域の中で子どもが健やかに育つことができるよう、性別や世代の違い、それぞれのライフスタイルに関わりなく、「地域の宝」として地域全体で子どもを見守り、子育て支援の体制と環境整備を進めます。

《主な取り組み》

◆多様化する保育ニーズに対応できるよう、休日や夜間・早朝など保育時間の弾力化と学童保育体制の充実に努めます。

- ・保育所運営費
- ・認定こども園等給付費
- ・特別保育事業（一時預かり、延長保育）
- ・障がい児保育事業
- ・病児病後児保育事業
- ・子育て短期支援事業
- ・放課後児童健全育成事業
- ・児童館延長利用事業
- ・保育料の軽減
- ・障がい児幼児教育事業

- ・私立幼稚園教材費補助事業

◆地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感を緩和し、子どもの豊かな育ちを促進するよう子育て支援センターを運営します。また、駅前には拠点施設として、全天候対応の広場も開設しています。

- ・地域子育て支援センター事業
- ・駅前こどもの広場運営事業
- ・子育て世代包括支援センター事業

◆託児の依頼に対し、その依頼内容に対応することができる子育てサポーターとの仲介を行い、子育て期の保護者を支援します。

- ・子育てサポートシステム運営事業

○施策の方向4 介護を支援する環境の整備

少子高齢化の進行により家族の介護の負担が増大する中、介護離職の防止のために社会全体で仕事と介護の両立を支援する取組を進めます。

◆高齢者が要介護状態にならないように地域の中で生きがいや役割を持ち、生き生きと自立した社会生活を送れる環境を整えるとともに、要介護高齢者の要介護状態の改善等に取り組み尊厳ある自立した生活を送ることができるよう支援します。

- ・高齢者健康トレーニング教室
- ・高齢者ふれあい居場所づくり事業
- ・自立支援介護の推進
- ・介護予防普及啓発事業

◆高齢者が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むことができるように地域包括支援センターの体制強化を図ります。

- ・包括的支援事業

重点目標4 雇用等における男女共同参画の推進

生産年齢人口の減少に伴う労働力や消費活動の減少は、当市においても大きな課題であり、若者や女性の雇用環境の改善は、「弘前市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても重要な施策の一つとして掲げられています。

女性の社会進出が進み、女性就業者が年々増加する中で、政府は、国の成長戦略の柱として女性の活躍推進を位置づけ、平成27年8月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」を制定しました。

しかし、賃金や採用、昇進などの面で男女の格差が依然として存在しており、男女雇用

機会均等法に定められている、雇用管理における男女差別の禁止、セクシュアル・ハラスメントに限らずあらゆるハラスメントの防止、ポジティブ・アクションなどの実施による職場環境の改善に向けての意識啓発を引き続き進めます。

また、家事、育児、介護などの家庭的責任を理由に離職する女性が減らない現状を踏まえ、継続就労を希望する女性が仕事を続けられるよう、各種制度の積極的な活用や職場の意識改革など、職場の環境づくりへの理解と普及を進めます。

○施策の方向1 女性の雇用拡大と雇用環境の改善

当市の全就業者数に占める女性の割合は、県内の中でも高く、年々増加傾向にあります。一方、出産、子育て、家事、介護などにより離職する女性は減っておらず、年齢別労働力率は30歳代に割合が落ち込み40歳代まで横ばいで推移し50歳代から再び落ち込んでいる「台形」を示しています。また、一度離職すると再就職が難しく、再就職してもほとんどが非正規雇用となっています。

働きたい女性が、希望に応じた柔軟で多様な働き方を選択することができ、その個性と能力を十分に発揮できるよう、雇用環境の整備を推進します。

《主な取り組み》

◆地元企業や市内大学と連携し、新規学卒者など若者の地元就職に向けた施策を推進するとともに、出産や子育てなどが女性の離職に繋がらないような、また、出産等を経験した女性が復職できるような雇用環境の整備を推進します。

- ・ 地元企業人材獲得支援事業
- ・ 大学・企業連携地元就職推進事業
- ・ 未来の弘前を支える人づくり支援事業
- ・ 資格取得チャレンジ支援事業費補助金〈再掲〉
- ・ 雇用状況等調査・要請事業
- ・ 東京圏UJIターン就職支援事業〈再掲〉
- ・ 地元企業魅力発信事業
- ・ 女性活躍のための地域中小企業技術力体感プログラム

○施策の方向2 企業等における女性の活躍推進

企業等における女性の活躍に関する取組を評価することにより、企業による自主的な改善措置を促し、それにより男女がともに個性と能力を発揮できる職場づくりを促進します。

《主な取り組み》

◆女性の雇用環境の改善に向けた自主的な取り組みを実施している企業等を「弘前市女性活躍推進企業」として認定します。

- ・人口減少対策に係る企業認定制度（女性活躍推進企業）

重点目標5 農業等における男女共同参画の推進

日本一の生産量を誇るりんごや米の生産など、農業は本市の基幹産業の一つですが、農業就業者人口は減少し続けており高齢化などによる担い手不足などにより、就業者人口の約半分を占める女性の担う役割はこれまで以上に重要なものとなっています。さらに、他の産地や農産物との競争、安全・安心な農産物に対する消費者の意識の高まりから、生産から流通までに取り組む「6次産業化」などによる経営の多角化や直売施設の運営、地産地消や食育の推進など、女性の視点や行動が求められる場面が増えており、きめ細やかな対応や女性ならではの視点を取り入れたことによる多くの成功事例も報じられています。

しかしながら、農業経営の現状は、男性が決定権を握っていることが多く、女性は重要な役割を担っているものの、地域あるいは家庭において旧来の家父長制的な考え方や固定的役割分担の観念がいまだに残っていることなど大きな壁があることから組織体制には女性が参画しにくくなっており、当市においても、生産組織の役員や農業委員など政策や組織運営の決定の場への女性の登用は少なく、進んでいません。

そこで、農業における女性の労働力の重要性が増す中、その評価の正当化と働きに応じた所得・報酬を確保し、資産の形成を図るため、家族員相互のルールとしての家族経営協定の普及と充実を図る必要があります。

また、農業をはじめ、自営の商工業は家族経営が多く、生活と仕事が密接に繋がっていることから、労働時間や休日が不明確になりがちのため、適切な労働時間や定期的な休日の確保など就業条件の整備を図り、誰もが充実感を持って働ける環境づくりを進めることが必要です。

○施策の方向1 農業における男女共同参画に向けた取組への支援

女性農業者の意見反映や組織運営の決定の場への参画を進めるため、固定的性別役割分担意識を解消し、女性の労働・役割に対する正当な評価や参画の場の拡大を図ります。

《主な取り組み》

◆農業の家族経営における経営方針や家事を含めた役割分担、収益の分配、就業条件などを家族で話し合っ取り決める「家族経営協定」の締結を促進することで、家族一人ひとりの役割を明確にするなど、女性が働きやすい環境の整備と農業経営への参画を支援します。

- ・家族経営協定締結支援事業

◆農業経営力の向上に向け労務管理研修や法人設立などにチャレンジする女性農業者のリーダーを育成するため、地域で活躍する女性農業者の研修活動を支援します。

- ・農業経営力向上支援事業

◆新たに就農する女性農業経営者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金を5年以内で交付します。

- ・農業次世代人材投資事業（経営開始型）

◆女性農業者を「人・農地プラン」の「地域の中心となる経営体」に位置付け、関連施策の活用を促進します。

- ・人・農地問題解決加速化支援事業

◆子育て中の女性・支援人材を含め、りんご産業に携わる多様な人材の育成と拡大を支援します。

- ・りんご産業新規人材育成事業（りんご産業イノベーション戦略推進事業）

◆地方への移住ニーズを捉え、若い人材の就農を支援します。

- ・東京圏UJIターン就職支援事業〈再掲〉

基本目標Ⅱ 『すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて』

重点目標6 「生活上の困難に直面する人への支援」

施策の方向

- 1 ひとり親家庭の生活安定への支援
- 2 高齢者、障がい者、性的マイノリティ、外国人等が安心して暮らせる環境整備

重点目標7 「男女共同参画の視点を踏まえた地域活動、環境保全活動」

施策の方向

- 1 地域課題の解決に向けた取組への支援
- 2 環境分野に関する男女共同参画の推進

重点目標8 「女性に対するあらゆる暴力の根絶」

施策の方向

- 1 暴力防止のための環境づくり
- 2 暴力被害者からの相談対応の充実

重点目標9 「生涯を通じた健康支援」

施策の方向

- 1 生涯を通じた健康支援
- 2 健康意識の向上と自殺予防への取組

基本目標Ⅱ すべての人が安心して暮らせる社会の実現に向けて

一人ひとりが互いを尊重し合い心豊かに暮らすためには、性別、世代、生活環境などとらわれることなく、それぞれの人権やライフスタイル、価値観を互いに認め合わなければいけません。

昨今の社会情勢により単身世帯やひとり親世帯が増加し、また、厳しい経済・雇用情勢の中で家族のあり方も多様化しており、貧困や地域での孤立など生活上の困難に直面する人が増加しています。これらの人々が安心して暮らすことができるよう、相談機能の強化や生活安定への支援を図ります。また、女性であることなどにより複合的に困難な状況に置かれている場合についても、男女共同参画の視点に立った支援を図ります。

持続可能な地域社会を構築していくためには、女性をはじめ多様な住民の地域活動への参画やリーダーとしての参画を拡大し、地域活動における男女共同参画を推進してい

くことが重要です。

また、女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、平和な社会を脅かすものです。社会全体としてその根絶を目指す必要があります。

さらに、男女が身体的な特性を互いに理解し合うことで、お互いを尊重し、共に助け合い、それぞれが自立した生活を送ることができることから、男女が互いを理解し、生涯を通じて健康に暮らせるような環境整備を図ります。

市として今後も引き続き、子どもから高齢者まで、障がいのある人もない人もすべての人の人権が侵害されることのないよう、個人が尊厳をもって生活できる安全・安心な社会の実現をめざします。

《成果目標》

項目	現状（基準年）	成果目標（目標年）
（ひろさき生活・仕事応援センターにて） 相談支援から就労に結びついた人数	75人 （2017年）	100人 （2022年）
生活困窮世帯等を対象とする学習支援事業の 参加児童・生徒数（延べ人数）	247人 （2016年）	450人 （2022年）
市、地域団体等が行う健康講座の参加者数 （延べ人数）	25,532人 （2016年）	27,063人 （2022年）

重点目標6 生活上の困難に直面する人への支援

単身世帯やひとり親世帯の増加など家族のあり方も多様化し、厳しい経済・雇用情勢の中で貧困や地域での孤立など生活上の困難に直面する人が増えています。このような人々が、自立し、安心して暮らせるよう、それぞれの置かれた状況に配慮した課題解決への支援が必要です。また、年齢、障がいの有無、国籍、性的指向や性自認等に関わりなく、すべての人が基本的人権を侵害されることなく、安心して充実した生活を送ることができる環境整備が必要です。

○施策の方向1 ひとり親家庭の生活安定への支援

ひとり親家庭は、経済的にも、こどもの養育、家族の健康などでも不安定な立場に置かれがちのため、これらの人々が安心して暮らすことができるよう、生活相談や生活の安定を図るための支援を推進します。

《主な取り組み》

◆ひとり親家庭の児童の健全育成を図るため、親の自立に向けた支援体制を充実します。

また、ひとり親家庭の母などの自立に向けた就労支援等を行い、さまざまな要因等によって生活困窮状態に至っている貧困の負の連鎖等の、負のスパイラルに歯止めをかけます。

- ・母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業
- ・みなし寡婦（夫）控除適用によるシングルマザー等支援策
- ・家庭児童相談事業
- ・母子寡婦相談事業
- ・児童扶養手当の支給
- ・ひとり親家庭等医療費給付事業
- ・小児インフルエンザ・おたふくかぜ予防接種費用助成事業

○施策の方向2 高齢者、障がい者、性的マイリティ、外国人等が安心して暮らせる環境整備

高齢者、障がい者、性的マイノリティ、外国人、貧困等生活上の困難を抱えた人々、女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々が、安心して生活し積極的に社会活動をするためには、活動しやすい環境が整備されていることが必要であることから、あらゆる人に配慮した環境整備を推進するとともに、国際交流や地域との関わりを深めることを推進します。

また、平成25年（2013年）6月には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、翌年には障がい者の権利の実現のための措置等について定めた「障害者権利条約」が批准され、その取り組みが一層強化されたところであります。当市においても、障がい者の人権を確保するとともに、自立した生活と社会参加を推進するための施策の展開を図ります。

《主な取り組み》

◆障がい児者やその家族が安心して地域で生活できるよう、相談支援体制や権利擁護体制の強化を図ります。

- ・弘前型基幹相談支援体制構築事業
- ・ひろさき子どもの発達支援事業

- ・権利擁護推進体制強化事業

◆障がい者が住み慣れた地域社会で安心して就労し暮らせるよう、利用者のニーズに合う支援の充実や障がい者及び障がい者雇用への理解の深化を図ります。

また、障がい者雇用の促進及び生活の安定を図るため、障がい者を雇用する事業主に対し、奨励金を交付します。

- ・就労移行支援事業
- ・就労定着支援事業
- ・就労継続支援事業
- ・hug work プロジェクト
- ・障がい者雇用奨励金

◆知的障がいを持つ成年と学習活動を補助するボランティアによる日常生活環境への適応活動をとおして相互の親睦・交流の機会を支援します。

- ・ピュアフレンズ支援事業

◆障がいのある子どももない子どもも、合理的配慮のもとできるだけ共に学習できる教育環境を構築するための共生社会に向けた教育基盤の確立を図ります。

- ・インクルーシブ教育システム推進事業
- ・特別支援教育支援員配置事業

◆障がい者が気軽にスポーツに親しめるよう環境整備を図るとともに、障がい者スポーツの競技力向上や健康増進に寄与するため、障がい者スポーツを支援する団体が実施する、スポーツ大会やスポーツ教室、アスリート講演会等を支援します。

- ・障がい者スポーツ支援事業費補助金

◆高齢者が要介護状態にならないように、地域の中で生きがいや役割を持ち、生き生きと自立した社会生活を送れる環境を整えるとともに、要介護高齢者の要介護状態の改善等に取り組み尊厳ある自立した生活を送ることができるよう支援します。

- ・高齢者健康トレーニング教室<再掲>
- ・高齢者ふれあい居場所づくり事業<再掲>
- ・自立支援介護の推進<再掲>
- ・介護予防普及啓発事業<再掲>

◆高齢者が住み慣れた地域において安心して日常生活を営むことができるように包括支援センターの体制強化を図ります。

- ・包括的支援事業<再掲>

◆高齢者の生きがいがづくり、健康づくり、健康保持を推進することを目的とした活動を支援し、その活性化を図ります。

- ・老人クラブ運営費補助金
- ・高齢ふれあい居場所づくり事業<再掲>
- ・敬老大会事業
- ・健康・生きがいがづくり推進事業
- ・弘前市シルバー人材センター運営費補助金

◆高齢者が地域社会で孤立することなく安心して生活できるような支援と認知症の方やその家族の支援の充実を図ります。

- ・包括的支援事業<再掲>
- ・認知症支援事業
- ・安全安心見守りネットワーク事業
- ・民生委員活動支援事業
- ・ほのぼのコミュニティ21推進事業
- ・権利擁護推進体制強化事業<再掲>

◆弘前市の将来を担う子どもたちや青少年が国際的な視野と感覚を身につけるために、海外派遣や国際理解講座を実施し国際人育成を図ります。

- ・中学生国際交流学習事業
- ・英語教育推進事業
- ・外国語活動支援員派遣事業

◆市民と市内に在住する外国人とが交流する場を設けることで、互いの理解を促進し、外国人が生活しやすい環境整備を推進します。

- ・国際交流事業
- ・市民講座事業（中央公民館）

◆複合的で多様な課題を抱える人に対し、日常生活から社会生活、経済的自立を目指して包括的な相談・支援及び就労支援等を行っていきます。

- ・自立相談支援事業
- ・家計改善支援事業
- ・就労準備支援事業
- ・生活困窮者無料職業紹介事業
- ・学習支援事業
- ・弘前市シルバー人材センター運営費補助金<再掲>
- ・多様な人材活用支援事業
- ・訪問相談推進事業

◆性的マイノリティに対する理解促進を図るとともに、相談・支援体制の充実を図ります。

- ・各種セミナーの実施
- ・教育センター相談支援チーム
- ・子ども悩み相談電話
- ・教職員に対する性教育研修講座の実施
- ・ひとにやさしい社会推進セミナー
- ・パートナーシップ宣誓制度
- ・パートナーシップ宣誓制度周知啓発事業

重点目標7 男女共同参画の視点を踏まえた地域活動、環境保全活動

地域コミュニティは、全ての地域住民が相互に関わり合いながら生活する場であり、安心して充実した生活を送ることができる場でもあります。

一方少子高齢化、過疎化の進行、単身世帯の増加や長時間労働などによる社会環境の変化により、地域コミュニティの希薄化が進んでいると言われており、地域活動や地域住民間の交流が低下し、地域課題の解決を難しくしています。

そこで、様々な視点から多様化する課題を解決し、持続可能な地域社会を構築していくためには、女性を始め多様な住民の地域活動への参画や女性が指導的役割を担うなど、地域活動における男女共同参画を推進していくことが重要で、男女共同参画の視点から、地域の連帯を強くして、地域に暮らす全ての住民が安心して充実した生活を持続できる社会を目指します。

○施策の方向1 地域課題の解決に向けた取組への支援

地域が抱える様々な課題が最も望まれる形で解決されるには、その地域に住む住民の力が不可欠です。地域コミュニティの希薄化が言われている現在、地域住民が本来持つ地域力を最大限発揮できるよう、地域課題の解決に向けた取り組みに対して支援を行います。

《主な取り組み》

- ◆市民参加型のまちづくりを目指し、個人市民税の1%相当額を、市民自らが実践するまちづくり、地域づくりのため様々な分野で自主的に活動している各種団体に対し助成し、活動支援をします。
 - ・市民参加型まちづくり1%システム支援事業
- ◆市職員が、地域に寄り添いながら市民ニーズを把握し行政と地域のパイプ役となり、地域活動を支援します。
 - ・エリア担当制度

◆市民のボランティア活動を支援・推進する総合窓口「ボランティア支援センター」を運営し、市民が市民活動に参加しやすい環境を目指します。

- ・ボランティア支援事業

○施策の方向2 環境分野における男女共同参画の推進

持続可能な社会に向けて、化石燃料の使用による地球温暖化の抑制を図るとともに、天然資材の消費抑制と環境負荷の低減を目指した循環型社会を構築することが重要となっており、環境政策を総合的に推進していくことが求められています。

また、本市の大きな特徴である冬季の厳しい寒さと雪は、市民生活の大きな妨げにもなっており、冬季における道路交通網への悪影響や、ひいては地域活動を停滞させる要因ともなっています。さらに、稲わらの焼却による煙など地域特有の環境問題もあり、これらの課題を解決していくためには、男女が共に取り組んでいかなければならないものであり、一人ひとりのライフスタイルを環境負荷の少ないものに改める必要もあることから、市民、企業、行政がそれぞれの役割を担いながら、環境教育や環境保全活動の支援などを行います。

《主な取り組み》

◆多様な視点を反映させた環境対策の実施のため、環境における政策・方針決定過程への女性の参画促進を図ります。

- ・弘前市廃棄物減量等推進審議会の委員に占める女性委員の割合増加

◆市民・事業者・市が、それぞれの役割分担のもと、連携・協働をしながら、環境保全を始めとした各種事業・活動を実践していくことにより、住みよい弘前市の実現を図ります。

- ・ひろさき環境パートナーシップ21の支援等
- ・稲わら等の焼却防止と有効利用の推進

◆こどもエコクラブの加入や自然環境学習等の体験、市の出前講座を活用してもらうことにより、次代を担う子ども達の環境を大切にすることを育み、環境に配慮することのできる大人になる手助けをします。

- ・こどもの環境教育推進事業

◆河川的环境保持のため、町会、一般市民、ボランティア団体の方が河川のゴミ拾いを行います。

- ・河川清掃美化運動

◆冬期間の快適な道路環境を維持するため、地域と行政が連携した雪対策を進めるほか、将来に向けて持続可能な雪対策に取り組めます。

- 町会雪置き場事業
- 地域除排雪活動支援事業
- 町会等除雪報償金
- 小型除雪機町会貸出事業

重点目標⑧ 女性に対するあらゆる暴力の根絶

女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女の対等な関係づくりを推進する男女共同参画社会の形成を阻害するものです。

男女が互いの人権を尊重し合う男女共同参画社会の形成のために、暴力防止の環境づくりを推進するとともに被害者に対する支援を行い、女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みを行います。

○施策の方向1 暴力防止のための環境づくり

女性に対する暴力とは、女性に対する身体的、心理的、性的な危害をもたらす行為であり、性犯罪、売買春、DV（ドメスティック・バイオレンス）、セクシュアルハラスメントなど幅広い暴力のことです。地域、職場等はもちろん家庭内でも絶対に許されるものではありません。

また、近年、配偶者からの暴力のほか、SNSなどインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、これを利用した交際相手からの暴力など、女性に対する暴力を巡る状況が多様化しており、こうした状況に的確に対応していくことが求められています。

暴力根絶に向けて、暴力は重大な人権侵害であり、どんな理由であれ許されないものであるという社会的な認識を徹底し、暴力を起こさせない、暴力を受けたり発見したら見て見ぬふりをせずに警察へ通報するなどの対応ができる環境づくりを進めます。

《主な取り組み》

◆国や県、その他関係団体と連携し、女性に対する暴力防止に係る意識啓発及び対応への取り組みを強化します。

- 関係団体との連携による意識啓発及び対応

◆安全・安心のまちづくりを推進するために、防犯協会や町会連合会などと連携した自主防犯意識の高揚促進や、防犯灯・防犯カメラの整備、青色回転灯防犯車両による巡回等の実施により安全・安心な生活環境の充実を図ります。

- LED防犯灯整備管理事業
- 防犯カメラ維持管理事業
- 青色回転灯防犯車両パトロール事業

○施策の方向2 暴力被害者からの相談対応の充実

暴力は犯罪であるにも関わらず、特に女性に対する暴力は潜在化しやすい傾向にあります。また、相談相手が見つからないことから一人で抱え込み、孤立化してしまう被害者もいます。暴力は社会全体の問題であることから相談員を配置し、県の配偶者暴力相談支援センターや女性相談所との連携を強化しながら、被害者に対する救済、支援体制を整えます。

《主な取り組み》

◆市の子育て支援課に女性相談員を配置し、問題を抱える女性からの相談に応じる体制を整えます。

- ・女性相談員による相談受付の実施
- ・セミナー等によるDVに関する正しい理解の促進

重点目標9 生涯を通じた健康支援

男女が共に責任を担い、生きがいを持って主体的に行動することができる社会の形成には、男女が生涯を通じて健康に暮らせる環境整備が必要です。そのためには、互いの心身、特性、健康や性について理解し合いながら生活していくことが重要です。特に女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女の違いによる健康上の違いがあることを十分に理解する必要があります。運動やスポーツによる健康増進や健康診断等の充実を図るとともに、健康に関する啓発活動を実施し、生涯を通じた健康支援の推進を図ります。

○施策の方向1 生涯を通じた健康支援

男女が生涯を通じて健康に暮らすためには、健康診査や各種検診の体制強化、適切な自己管理とそれを補完する健康相談体制を充実させる必要があります。特に、妊娠や出産の経験は女性にとって大きなできごとです。妊娠・出産を控えた女性をはじめ、高齢者までの健康支援体制の充実や強化を図ります。

《主な取り組み》

◆職場等で健康診査を受ける機会のない家庭の主婦等、若い世代の市民の健康の充実を図ります。

- ・20・30代健診
- ・30歳節目歯科健康診査
- ・マタニティ歯科健康診査

◆働き盛り世代や高齢者の健康診査対象者への個別通知等の実施により受診率の向上を図ります。また、介護予防のために運動や健康教育の講座を開設するなど知識の

普及啓発を図ります。

- ・後期高齢者健診受託事業
- ・特定健康診査
- ・特定保健指導
- ・高齢者健康トレーニング教室<再掲>
- ・介護予防普及啓発事業<再掲>

◆市民一人ひとりが、こころとからだの健康を保ち、健康で長生きする意識を備えることができるよう、子どもから大人まで、健康や病気に関する正しい知識や情報を学ぶ機会を充実させ、市民のヘルスリテラシーを醸成します。

- ・ひろさき健幸増進リーダー活動支援事業
- ・栄養・食生活改善推進事業
- ・岩木健康増進プロジェクト推進事業
- ・相馬地区まるごと健康塾
- ・弘前市健康づくりサポーター制度
- ・ひろさき健やか企業認定制度
- ・健康教育推進事業
- ・高血圧対策推進事業
- ・次世代の健康づくり推進事業
- ・働き盛り世代への運動教室開催事業

◆健康づくりサポーターによる地域での健（検）診の受診勧奨や検診未受診者に対し再勧奨を行うなど、がん検診の受診率向上を目指すほか、市独自の検診（健診）を行い、病気の発症予防、病気の早期発見・早期治療を促進します。また、弘前大学と連携し大規模健康調査を行い市民の健康状態を把握し、生活習慣病等の発症及び重症化予防に活かします。

- ・がん検診受診率向上強化対策事業
- ・胃がんリスク検診事業
- ・中学生ピロリ菌検査事業
- ・大腸がん検診無料クーポン事業
- ・30歳節目歯科健康診査<再掲>
- ・いきいき健診事業

◆未成年者や妊産婦の喫煙防止等により次世代の健康確保に努めるほか、禁煙支援の強化とともに、公共的施設における受動喫煙防止対策を推進し、たばこを吸わない人へ健康被害が及ばないための対策を進めます。

- ・たばこの健康被害防止対策事業

◆65歳以上の市民を対象に、いきいき健診を実施することで、市民の健康状態を把握し、生活習慣病等の発症及び重症化の予防を図ります。

・いきいき健診事業<再掲>

◆「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）」の理解・普及を図ります。

・「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」の理解・普及

○施策の方向2 健康意識の向上と自殺予防への取組

男女が互いの心身や健康等を理解し、適切な自己管理を実施するために、健康に対する正しい情報を積極的に提供し理解の促進を図ります。

男性は、平均的に女性よりも寿命が短い傾向にあります。また、全国的にも年間2万人を超える自殺者のうち 7 割は男性です。激しい競争社会の中で強いストレスを受けながら、長時間労働を強いられていることも要因の一つと捉え、自殺予防の推進を図ります。

《主な取り組み》

◆市民の健康増進や健康意識の向上を目指し、気軽に参加することが出来る場を提供します。

・市民の健康まつり

◆ポスターの作成や掲示による普及啓発や、自殺予防に関する人材養成を通し、市民の心の健康づくりを推進します。

・こころの健康づくり事業

◆保健師が心身に関する個別の相談に応じ、必要な助言・指導を行います。

・健康相談

基本目標Ⅲ 『男女共同参画社会の実現に向けて』

重点目標10 「男女共同参画社会形成に向けた社会制度・慣行の見直し、意識の改革」

施策の方向

- 1 男女共同参画社会形成に係る理解促進
- 2 男性にとっての男女共同参画
- 3 男女共同参画に関する意識調査

重点目標11 「教育、メディアを通じた理解の促進」

施策の方向

- 1 学校等における男女共同参画の理解促進
- 2 メディアを通じた男女共同参画の推進

重点目標12 「男女共同参画の視点に立った防災対策」

施策の方向

- 1 防災分野における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けて

男女共同参画社会の実現のためには、長年の社会的慣習として形成されてきた「男らしさ、女らしさ」といったジェンダーに基づく偏見や、固定的性別役割分担意識の解消が不可欠です。しかしながら、これらは依然として家庭、職場、地域社会のあらゆる場に根強く残っています。

男女平等の価値観や意識は、生活や教育に影響されることから、人権尊重と男女平等を推進する教育、学習に取り組むとともに、男女が性別に関わりなく社会の対等な構成員としてその能力を十分発揮することができるよう、性別役割分担意識の解消を目指して、社会制度や慣行の見直しを進めていくための意識啓発を継続し、その定着を図ります。

メディアを通して発信される情報は、多くの市民の意識や行動に大きな影響を及ぼします。メディアを通じて男女共同参画を正しく理解してもらうために、男女共同参画の視点を踏まえた情報提供や表現改善を進め理解と普及の促進を図ります。

また、災害時には平時における社会の課題が一層顕著に現れますが、近年多発する大規模災害に鑑み、その教訓を踏まえて、平時から防災・復興施策への男女共同参画の視点導入を推進し、地域の防災力を高めていくことが重要です。

《成果目標》

項目	現状（基準年）	成果目標（目標年）
性別による固定的役割分担の考え方に同意しない市民の割合	54.5% (2017年)	57.0% (2022年)
弘前市民参画センター及び企画課ひとづくり推進室が実施したセミナー等事業の参加者数	908人 (2016年)	962人 (2022年)
女性の防災マイスター認定者数と女性消防団員数（累計）	70人 (2016年)	153人 (2022年)

重点目標 10 男女共同参画社会形成に向けた社会制度・慣行の見直し、意識の改革

女性や男性の行動を制限する「男は仕事、女は家庭」といった固定的性別役割分担意識に基づく社会制度や慣行を見直し、男女が個人の能力に基づき共に責任を担い、かつ、様々なライフスタイルに対応することができる社会を構築することが必要です。

その達成のために、未だ根強く残っている固定的な性別役割分担意識や、現在の仕事の仕方や家庭生活に関する意識を改革し、男女共同参画社会形成の土台づくりを図ります。

○施策の方向 1 男女共同参画社会形成に係る理解促進

固定的な性別役割分担意識に基づく家庭、職場、地域社会等における社会制度や慣行の見直しなど、男女共同参画社会への理解と普及を推進するために、当市の男女共同参画推進の拠点として、弘前市民参画センターの運営をします。

市民への情報発信の主要手段としての広報誌や各種情報誌及びホームページ等の活用、各種セミナーなどの学習機会の提供などにより、子どもから高齢者までより多くの市民に男女共同参画社会への理解の促進を図ります。

《主な取り組み》

- ◆男女共同参画の推進を図るとともに、市民の学習活動、交流活動等の場を提供します。
 - ・弘前市民参画センター管理運営事業

- ◆男女共同参画社会実現の必要性を理解してもらうため、市民団体や、関係団体、市の

関係部署間で連携しながら、男性や世代間格差等にも配慮し、実生活に沿った分かりやすいセミナーや講座を開催します。

- ・ひとにやさしい社会推進セミナー〈再掲〉

◆広報ひろさきに啓発記事を定期的に掲載し、男女共同参画社会に対する理解の促進を図ります。

- ・広報ひろさきへの定期的な啓発記事の掲載

◆弘前市出前講座のメニュー「男女共同参画社会」を通して、市民のニーズを踏まえた理解の促進を図ります。

- ・弘前市出前講座「男女共同参画社会」の実施

◆男女共同参画に関する情報誌を定期的に発行し、男女共同参画に関する理解を促進します。

- ・男女共同参画情報誌「参画だより」の発行

○施策の方向2 男性にとっての男女共同参画

女性に比べ男性は「男らしく、男は仕事」など男性自身の固定的性別役割分担意識が高く、男性の長時間労働や孤立化による心身の疲弊など、男性の心身に過度の負担を与えている実態があります。

男女共同参画社会の推進とは、男女が互いに責任と喜びを分かち合い、男性にとっても、女性にとっても暮らしやすい社会であることから理解と普及を進め、男性の固定的性別役割分担意識の解消を図ります。

《主な取り組み》

◆男女共同参画社会実現の必要性を理解してもらうため、市民団体や、関係団体、市の関係部署間で連携しながら、実生活に沿った分かりやすいセミナーや講座を開催します。

- ・ひとにやさしい社会推進セミナー〈再掲〉

◆市内企業のモデルとして、市男性職員の育児休業の取得を積極的に推進し、男性の育児や家庭生活に参画できる環境の整備を図り、民間企業の理解と普及を図ります。

- ・多様な働き方への環境整備〈再掲〉
- ・身近なロールモデルづくり〈再掲〉

○施策の方向3 男女共同参画に関する意識調査

意識改革のためには、意識調査を実施し、現状の意識の把握をすることが必要です。これまでも市民アンケートなどにより意識の把握に努めてきましたが、より細やかな意識調

査を定期的実施することで、現状の意識の把握に努めます。

《主な取り組み》

- ◆定期的に男女共同参画に関する意識調査「市民アンケート」を実施します。
 - ・男女共同参画に関する定期的な意識調査の実施

重点目標 1 1 教育、メディアを通じた理解の促進

男女平等についての価値観や意識は、家庭・学校・地域社会における生活や教育のありかたに大きく影響されます。固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見の解消、人権意識や男女平等観の形成などについて、市民の理解を促すため教育及び広報・啓発活動を展開していくことが重要です。

また、メディアを通じた情報発信は、一度に多くの人々に対して行うことが出来る反面、場合によっては、受け手にとって有益無益を問わず、一方的に多量の情報を無差別無作為に発信することも可能であり、社会的な影響力が非常に高いものでもあります。

そのため、メディアを通じた情報発信は、正しい情報を正確に伝え、正しい理解を促進するものでなければならない上に、人権を脅かすものに対しては、適切な対応をする必要があることから、その環境を整備します。

○施策の方向 1 学校等における男女共同参画の理解促進

人間の意識や価値観は、家庭・学校・地域社会における生活や教育のありかたに大きく影響されます。人権意識や男女平等観を育てるために、教育の果たす役割は非常に重要であり、学校教育における男女共同参画の推進を図ります。

《主な取り組み》

- ◆命を大切に作る心や倫理観などを育む教育の推進、子どもの自己肯定感を育み、お互いを尊重しあう人間関係を築くための教育の推進、学校経営等の充実を図ります。
 - ・校内研修支援訪問
 - ・弘前市教育委員会教職員研修・講座
 - ・「子どもの声・意識調査」に基づく魅力ある学校づくり事業
- ◆専門に相談に応じることのできる第三者的存在を各中学校に配置し、生徒の健やかな心の成長を助け、教育相談体制の充実を図ります。
 - ・心の教室相談員配置事業
- ◆市民を対象に条例の周知活動を継続し、学校・家庭・地域が連携し社会全体でいじめや虐待をなくし、子どもたちの笑顔を広げる機運を高めます。
 - ・「子どもの笑顔を広げる弘前市民条例」啓発事業

○施策の方向2 メディアを通じた男女共同参画の推進

男女共同参画社会を推進する上で、一度に多くの市民に情報を発信するには、新聞、ラジオ、テレビ、インターネット等を通じて行うことも大変有効です。メディアを通じて男女共同参画を正しく理解してもらうために、施策やイベント等に関して、積極的に報道機関等に対しても情報提供をし、理解と普及の促進を図ります。

また、公共性の高いメディアから伝えられる情報は、受け手に対する影響力が強いため、人権侵害になるような表現の撤廃を目指します。

《主な取り組み》

◆弘前記者会加盟各社に対し、男女共同参画関連施策やイベントに関する情報提供を積極的に実施します。

- ・弘前記者会加盟各社への積極的な情報提供

◆市の刊行物、広報誌等における人権侵害となる表現の撤廃を目指します。

- ・市の刊行物、広報誌への表現に対する注意

重点目標12 男女共同参画の視点に立った防災対策

災害時には、平時における社会の問題が一層顕著になって現れるため、平時からの男女共同参画社会の実現が防災・復興を円滑に進める基盤となります。

政策・計画・基準の企画立案及び実施に当たっては、女性の参画が重要であり、災害時には、避難所運営や被災者支援等において女性が意思決定の場に参画し、リーダーとして運営に携わることが非常に重要です。

また、消防団や自主防災組織等への女性の参画を促進するとともに、リーダーに複数の女性が含まれるよう、女性リーダーの育成を図っていくことが大切です。

男女共同参画の視点を踏まえ防災・災害に対し「共助」の体制づくりを進め、地域に暮らす全ての住民が安心して生活できるよう、防災・災害対応等を円滑に進める基盤を整備します。

○施策の方向1 防災分野における男女共同参画の推進

防災対策を推進するためには、日常的な地域の連携を前提とした取り組みの有無が災害発生時の対応を左右します。災害は、性別、年齢や障がいの有無等、様々な社会的立場によって影響が異なることから、社会要因による災害時の困難を最小限にする取り組みが重要です。平時と異なる被災生活においては、家事や育児などの家庭的責任が女性に集中しストレスを抱えやすくなり、一方、男性は経済的に支え守るという意識が強く、責任を抱え込んでしまう傾向にあり、防災・災害対策にあたっては、地域の男女のニーズの違いを把握し推進する必要があることから、その環境づくりを行います。特に災害対策にお

いては、過去の災害での教訓を学習し、普段から避難訓練や災害時の対応を地域ごとに実施し、万々に備える具体的できめ細かい取組を継続していくことが重要です。

《主な取り組み》

- ◆地域における生活者の多様な視点を反映させた防災対策の実施のため、防災における政策・方針決定過程への女性の参画促進を図ります。
 - ・弘前市防災会議の委員に占める女性委員の割合増加

- ◆住民個人、町会等への防災意識や自主防災組織の重要性・必要性の理解と普及のための講習会等の継続的開催や関連情報の発信を強化し、自主防災組織の結成支援、活動支援を行います。
 - ・自主防災組織等育成支援事業

- ◆市民一人ひとりの防災意識向上を図るとともに、地域の防災におけるリーダーとして防災マイスターを育成し、自主防災組織の結成を促進させます。また、児童生徒に対して防災教育を実施することにより、未来の防災を担う人材の育成を目指します。
 - ・防災まちづくり推進事業

- ◆女性の視点を生かした火災予防や災害対策を実行するため、女性消防団員数の増加を目指します。
 - ・女性消防団員数の増加